

令和3年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 3年3月18日(木)  
午後16時00分 開 会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地 誉	議員
3番	久保 元宏	議員	4番	高田 勲	議員
5番	篠原 暁	議員	6番	伊藤 淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員
9番	小峯 聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 横山 茂 君  
教育長 吉田 憲司 君 農業委員会 長 辻 則行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史 君	総務財政課長	村中 博隆 君
産業創出課長	赤井 圭二 君	農業推進課長	前田 昌清 君
住民生活課長	嶋田 英樹 君	建設課長	瀧本 周三 君
保健福祉課長	黒田 美和 君	和風園園長	安念 昌典 君
旭寿園園長	荒川 幸太 君	会計管理者	小玉 好紀 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野 信行 君 書記 中山 裕樹 君

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第21号	沼田町自然環境センター条例の一部を改正する条例について
議案第22号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第26号	沼田町移住定住体験住宅条例の一部を改正する条例について
議案第28号	令和3年度沼田町一般会計予算について
議案第29号	令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
議案第30号	令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
議案第31号	令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算について
議案第32号	令和3年度沼田町介護保険特別会計予算について
議案第33号	令和3年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
議案第34号	令和3年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第35号	令和3年度沼田町公共下水道特別会計予算について
議案第36号	令和3年度沼田町水道事業会計予算について
議案第14号	指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
議案第15号	指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）
議案第16号	指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）
議案第17号	指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）
議案第18号	指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他）
議案第19号	沼田町議会議員及び沼田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
議案第20号	沼田町商工業振興条例の全部改正について
議案第23号	沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第24号	沼田町指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第25号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第27号	北空知衛生施設組合格約の一部を変更する規約について
議案第37号	令和2年度沼田町一般会計補正予算について
発議第1号	沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号	沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について

意見案第 1 号 JR北海道「留萌本線」の存続と財政支援を求める意見書について  
議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、鶴野議員、2番、畑地議員を指名いたします。

(予算審査等特別委員会報告)

○議長（小峯聡議長）日程第2、予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。はい、大沼委員長。

(大沼委員長登壇)

○大沼委員長（大沼恒雄委員長）予算等審査特別委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております、条例の一部改正3件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審議したものであります。よって、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。それではこれより、一括して採決致します。お諮り致します。議案第21号、議案第22号、議案第26号の条例一部改正3件と、議案第28号から議案第36号までの令和3年度予算案9件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○高田議員（高田勲議員）4番、高田であります。あの、自分は議案第28号について、質疑・討論を行いたい旨、そのような進行を希望します。

○議長（小峯聡議長）只今、高田議員より議案第28号について審議したいという

意見がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって議案は条例と予算案と分けて採決することと致します。お諮りいたします。議案第21号、議案第22号、議案第26号の条例の一部改正3件については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(小峯聡議長) 続いて、日程第6。議案第28号。令和3年度沼田町一般会計予算についてを議題といたします。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番(高田勲議員) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。高田議員。

○4番(高田勲議員) 4番、高田であります。本議案第28号、令和3年度沼田町一般会計予算については、中に町営スキー場リフト更新工事、並びに町営スキー場ロッジ改修実施設計委託料が総額で1億1,600万程含まれてございます。本事業はですね、数年間に亘りますが、総額、あそこの町営スキー場、高穂スキー場周辺に5億円程を投下する大型の、沼田町としては大型な事業になるわけであります。その、当然町民の運動施設が老朽化をしたための改修事業であり、まったく必要無いわけではありませんが、単にスポーツ施設としての改修として終わらせていいのかということはいささか疑問が残ります。せっかく大きなお金をかけて施設を改修するわけであります。今、我が町は人口3,000人をキープするためにコロナ禍ではありますが非常に苦勞してございます。また、JR留萌本線の存続問題についても、もっともっと町外から訪れる人に我が町の本気度を分かっていたかなきゃならない。ふるさと納税についても、従来集められたお金が中々集めにくい状況が続いている。こんな中では、このような中で、せっかく町を、観光を目的として、交流人口として訪れてきた方をどんどんやっぱり沼田のことをわかってもらって、ふるさと納税をしていただいたり、関係人口に育っていくことが町の今取らなければいけない最大の課題であるというふうに思います。町長は、このように、この施設にですね、もっと観光の機能とか、交流人口を関係人口にする機能をしっかりと持たせねやいけないと思うんですが、聞くところによると基本設計は、もとい、実施設計は6月ぐらいに発注するっていうふうに聞いてございますけども、この2ヶ月の間、管理するのは教育委員会かもしれないですけども、設置者は町長です。町長の、町長はこの施設にこのような機能を持たせるようなことを是非お願いし

たいと思うんですけども、この辺の町長のお考えを聞きたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、ご質問にお答えをしたいと思います。まあ機能を持たせるという視点が良いのか、私もですね、交流人口、関係人口を拡大をし、我が町を潤いある豊かな町にしていきたいというのは私の施策の一つでもありますんでね、そのことを考えれば、この地区のフィールドを生かしたそんな交流人口の拡大をできればというふうに思っています。以上です。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）あの、予算委員会の中でもですね、色々議員間でも議論はあったんですけども、やはり5億円を投資するんだからそれなりのそういうふうな機能をもたせなきゃいけないよねという意見が大半でございました。そして、今回気になったのは、やはり課を横断した事業が非常に多くなってるということなんです。ほろしんの森プロジェクトもそうですし、JR留萌本線の問題もそうです。今回のスキー場の周辺整備もそうなんですけれども、やはり現課ばっかりに任せるのではなくですね、ここに必要であれば例えば今回もなぜ産業創出課の観光部隊がそこに投入されなかったのか、その構想の中に投入されていなかったのか、まあそれでも職員さんがやってくれたのかも、観光部分もやっているのかもしれないけども、そういうふうなことが今思うともっともっと横の連携を密にして事業を進めていた、ほしかったな、という思いがすごくあります。これからもきっとですね、こういう横の連携の事業って多くなってくと思うんです。その辺もしっかりと必要に応じて、課を横断してやっぱりチームを作ってくっていうことは大事だと思うんですけどもこれについて町長の考えを聞きたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、言われるようにですね、様々な事業をたぶん課単独で実施ができるものって本当にないと思います。やはり色々な面で情報の共有化も含め各課横断をした中でですね、調整を図るその体制は日頃から私も思っているつもりでありますし、そのことをま、指示をしていたつもりだったんですが、ま、今回その思いが皆様方にしっかりと伝わらなかった部分は反省をさせて頂いた上でですね、今後さらに連携強化を図るように取り組んで参りたいと思います。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）3つ目の質問になりますが、あの、みんな、議員は殆どの議

員がですね、もっとこれを、ここは観光の機能を持たせるべきだという意見が多かったんですけども、あの、さっきも言ったけども、聞くところによると基本構想というか、基本設計が上がってきて、実施設計に移るのに約2月程空間、期間があると、この期間にですね、やはり、ま、我々もあの、農家の方が特に忙しい時期になるんですけども、今もうそんなこと言ってられませんよ、あの、なるべくこまめに情報を共有して、議員からもそうですし、一般の町民の皆さんからもそうだけれども、スポーツ施設としてだけでなく、観光施設としてどうなのかっていう意見もですね、一般の方から意見を聴取しながら実施設計に移るような体制をとっていただきたいというふうに思いますが、如何でしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）え、ま、明日からまちづくり懇談会、創造懇談会ですね、始まります。まずはその場を活用しながら町民にも説明をして、色んな意見を集約したいと思います。

○4番（高田勲議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田であります。あの、今町長からね、そういうふうな話がございましたんで、あえて予算に反対はしませんけども、あの、しっかりとその課の間の連携を取りながらですね、本事業を進めていただきたいというふうに、要望になっちゃう、あ、討論だからいいのか。あの、というふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）ここで、議案の一括採決についてお諮り致します。議案第29号から議案第36号までの、令和3年度予算案8件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。お諮り致します。議案第29号から議案第36号までの、令和3年度予算案8件はいずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

### （一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第15。議案第14号。指定管理者の指定について（コミュニティセンター）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議長。議案第14号。指定管理者の指定について（コミュニティセンター）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。以下、施設名・管理者はお目通し下さい。令和3年3月11日提出。町長名でございます。提案理由の説明を致します。今回提案致します施設は、旭町コミュニティセンターから緑町コミュニティセンターまでの6箇所のコミュニティセンターであります。これまでも議案記載の指定管理者団体に指定してきましたが、指定期間が満了すること、また、これまでも適正に管理してきていただいたことから、同じ団体を指定するものであります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま



した。

---

○議長（小峯聡議長）日程第16。議案第15号。指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長）はい。議案第15号。指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記。施設の名称、沼田町観光情報プラザでございます。指定管理者となる団体は、今までと同じ団体でございます。沼田町商工会でございます。指定の期間、今回指定管理が終了したことにより継続して5年間更新したいと、令和3年4月1日から5年後の8年3月31日までであります。令和3年3月11日提出。沼田町長名でございます。以上、説明終わります。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第17。議案第16号。指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長）はい。議案第16号。指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記。施設の名称は沼田町駅前多目的広場でございます。指定管理者となる団体の名称は、同じく、今までと同じ団体の沼田町商工会でございます。今回指定期間が満了したことにより、指定の期間、更に5年間、令和3年4月1日から8年3月31日までと

しております。令和3年3月11日提出。沼田町長名でございます。説明終わります。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第18。議案第17号。指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清課長）はい。議案第17号。指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、施設の名称、沼田町農産物共同利用予冷施設。2、指定管理者となる団体の名称、北いぶき農業協同組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。令和3年3月11日提出。町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。本施設につきましては、令和3年3月31日をもって、現在の指定管理期間が満了致しますが、引き続き北いぶき農業協同組合を管理者として指定することが適切であることから、当該団体を指定管理者として提案させていただいたものでございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決

致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(小峯聡議長) 日程第19。議案第18号。指定管理者の指定について(沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他)を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業推進課長。

○農業推進課長(前田昌清課長) はい。議案第18号。指定管理者の指定について(沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他)。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設、沼田町高品質堆肥製造施設。2、指定管理者となる団体の名称、北いぶき農業協同組合。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。令和3年3月11日提出。町長名でございます。提案理由を説明させていただきます。本件の2施設につきましては、いずれも令和3年3月31日をもちまして、現在の指定管理期間が満了致しますが、引き続き北いぶき農業協同組合を管理者として指定することが適切であることから、当該団体を指定管理者として提案させていただいたものでございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(小峯聡議長) 日程第20。議案第19号。沼田町議会議員及び沼田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題と致します。提案理

由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第19号。沼田町議会議員及び沼田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。沼田町議会議員及び沼田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を提出する。令和3年3月11日提出。町長名でございます。沼田町議会議員及び沼田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。この条例は、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまで都道府県、及び市を対象としていた選挙公営を町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が制定されました。法律の施行に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車等の公費負担について条例で定めることとされたことから、今回新たに条例を制定するものでございます。具体的な内容と致しまして、1つ目に選挙運動用自動車の使用について、2つ目に選挙運動用ビラの作成について、3つ目として選挙運動用ポスターの作成について、それぞれの公費負担に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（高田勲議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。あの、お伺いしたいのは、公費負担になるのは、これはあの、誰でもったら変だな、あの、色んな方がね、選挙に出れる可能性が高くするので、良いことだと思うんですけども、これらの財源措置というのは国又は道から出るのか、それとも町の単独費用で出すのかということをお伺いしたいと思います。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）一般財源で賄われるということでございます。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

○10番（大沼恒雄議員）議長。議事進行。

○議長（小峯聡議長）休憩、休憩で。じゃあ暫時休憩致します。

16時29分 休憩

16時35分 再開

○議長（小峯聡議長） それでは再開致します。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長） 日程第21。議案第20号。沼田町商工業振興条例の全部改正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長） はい。議案第20号。沼田町商工業振興条例の全部改正について。沼田町商工業振興条例を提出する。令和3年3月11日提出。町長名でございます。沼田町商工業振興条例。沼田町商工業振興条例（令和元年条例第10号）の全部を改正する。条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。予算委員会でも若干説明させて頂きましたが、本条例は、本町が令和元年度に商工業の振興発展、地域の活性化に資するため、基本理念を明らかにする条例として制定したところでございますが、国が平成26年に制定した小規模企業振興基本法に沿った基本条例として、内容を合わせるために本条例を全部改正するものであります。本改正によって、町の責務、事業者の役割、更には商工会の役割を明らかにすると共に、商工振興の施策を実施するため、必要な財政措置を講ずることを明文化しております。以上、提案の理由とさせて頂きます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第22。議案第23号。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第23号。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和3年3月11日提出。町長名でございます。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案説明を申し上げます。本条例は、介護保険法の規定による委任を受け、居宅基準等の省令に準じて、介護保険の各種サービスや設備の基準を定めているものでございます。本年1月に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、介護報酬に係る改正と合わせて、3年に1度改正が行われており、この基準省令の改正の倣い条例を改正するものです。主な改正の内容につきましては、虐待の防止等の体制整備、テレビ電話の活用、災害時の感染症の発生時の体制、業務などにより業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延のための措置、更に書面に代えて電磁的記録などの項目が追加事項となっております。施行日は令和3年4月1日からですが、経過措置と致しまして、虐待防止、業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための措置につきましては、令和6年3月31日までに講ずるように努めるとしております。以上提案説明と致します。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第23。議案第24号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第24号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和3年3月11日提出。町長名でございます。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案説明を申し上げます。本条例は、指定介護予防支援事業所、本町では、町の包括支援センターを指定しています、の基準と介護予防の支援方法に関する基準を定めたもので、国の基準に沿って定めているものです。先に提案いたしました議案第23号の条例改正と同様に本年1月に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、この改正に沿って条例を改正するものです。改正の内容につきましては、先程の議案第23号の条例改正と同様となっております。以上、提案説明と致します。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第24。議案第25号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第25号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。令和3年3月11日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案説明を申し上げます。本条例の附則に、昨年4月に新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関して規定したところですが、本年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正が示されたことから、これに基づき改正するものです。以上、提案説明と致します。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第25。議案第27号。北空知衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議長。議案第27号。北空知衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。令和3年3月11日提出。町長名であります。条文の朗読を省略しまして、提案理由の説明を致します。北空知衛生施設組合は、妹背牛町に所在し、秩父別町、北竜町、沼田町の4町で一般廃棄物を広域処理している施設であります。その規約の中に焼却炉についての記載が



ありますが、その焼却炉につきましては、解体が完了していることから、その部分についての規約を変更するものであります。なお、他町においても本町同様にこの第1回定例会に提案されているものであります。ご審議の程宜しくお願い致します。○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第27号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで、暫時休憩致します。

16時47分 休憩

16時48分 再開

（日程の追加）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より補正予算1件、議会より発議2件、意見案1件、その他1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第26、議案第37号、令和2年度沼田町一般会計補正予算について、日程第27、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第28、発議第2号、沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第29、意見案第1号、JR北海道「留萌本線」の存続と財政支援を求める意見書について、日程第30、議員の派遣について、以上5件を、日程に追加することに決しました。

（会議の延長）

○議長（小峯聡議長）ここで、議長より終了時間の延長について宣告致します。本日の会議は、すべての日程が終了するまで延長致します。

（一般議案）

○議長（小峯聡議長）日程第26。議案第37号。令和2年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議長。議案第37号。令和2年度沼田町一般会計補正予算について。令和2年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年3月18日提出。町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町一般会計補正予算（第13号）1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町一般会計補正予算（第13号）。令和2年度沼田町の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,311万9千円と定める。繰越明許費。第2条。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。令和3年3月18日提出。町長名でございます。6頁をお開き下さい。中段、歳出でございます。4款衛生費、1項1目保健総務費、100万円の増額補正ですが、12節委託料を増額計上してございます。国が用意するワクチン接種記録システムにおいて、マイナンバーを活用したワクチン接種者の管理体制を構築し、個人の接種履歴の確認が容易となることで二重接種の防止や事務の効率化を図るため、健康管理システムを改修するものでございます。上段、歳入です。15款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、100万円の増ですが、今ほどご説明致しました健康管理システム構築に係ります国庫補助金で、歳出と同額計上してございます。2頁へお戻りください。2頁下段、第2表、繰越明許費、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス対策事業、繰越明許設定額100万円につきましては、歳出でご説明申し上げましたが、早急に健康管理システムを構築し、万全な接種体制を確保することと致しまして、関連する費用を繰り越し措置するものでございます。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（高田勲議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）あの、えっと、会期の1日目にやった令和2年の補正予算の中にこれと同じ項目があったかどうかちょっと承知してないんですけども、一事不再議には抵触はしないですよ。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。先日補正予算、議決頂きまして、その時に新型ワクチンの接種に係ります委託料の予算減でございます。ワクチン接種に係る部分ですんで、システムとは全く違うということで、はい。一事不再議には当たりません。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第27。発議第1号。沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本件は、議会発議であります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮り致します。発議第1号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第28。発議第2号。沼田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題と致します。本件は、議会発議であります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮り致します。発議第2号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

#### （意見案の審議）

○議長（小峯聡議長）日程第29。意見案第1号。JR北海道「留萌本線」の存続と財政支援を求める意見書についてを議題と致します。ここで提出者より説明を求めます。上野委員長。

○8番（上野敏夫委員長）意見書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。JR北海道「留萌本線」の存続と財源支援を求める意見書。北海道において鉄道は、通院や通学などの移動手段として町民の生活を支えると共に、物流輸送の基幹をな

し産業や観光振興においても極めて重要な社会資本である。JR北海道が、単独維持は困難とした13線区の中に留萌本線が含まれた事は、鉄路が無くなることに町民が不安と強い危機を感じていることから、沿線自治体と存続へ向けた協議を重ねた。しかし、JR北海道が沿線自治体に求める財源支援は余りにも多額であり、廃線を前提とした協議の姿勢では、北海道の鉄路を守る責務を感じ取れないうえに、廃線とする根拠も未だはっきりと示されてはいない。また、JR北海道が提案するバス転換は、道内の厳しい公共交通業界の現状を鑑みると、持続可能な交通手法とは言えない。JR北海道は今も独立行政法人が全株式を持ち、実質国有状態にある。国鉄改革が未完ともいえる現状で、路線改廃が沿線任せであってはならない。2016年から本町は、行政と経済団体が一体となり、多くの留萌本線利用促進策を打ち出し、乗車人数の増加に努めており、今後も姿勢は変わらない。地域住民や沿線自治体はもとより、北海道にとって鉄道事業が必要不可欠な公共交通機関であるため、存続と財源支援を以下のとおり強く要望する。記、1、留萌本線の部分存続、現在運行されている留萌本線では輸送密度が低く、収支の改善が見込まれないとされているが、深川・石狩沼田間ではJR北海道が廃線とする輸送密度の基準を上回っていることから、区間見直しによる留萌本線の部分存続を国としてもJR北海道に働きかけること。2、JR北海道の経営再建に向けた支援策の抜本的な見直し、国がJR北海道に財源支援決定した、1,302億円をはじめ、必要な支援の拡充・継続を、JR北海道の経営改善と主要路線のみで終わらせず、住民の生活を守るローカル線まで行き渡るよう働きかけること。更に、JR北海道に利用促進策と鉄道の維持・確保を求め、将来にわたり安定した経営を行えるよう、支援策の抜本的な見直しを行うこと。3、地域の実情を踏まえた支援制度の整備、地域の実情や意見を踏まえた支援制度を構築し、地方負担の軽減を図るとともに、十分な地方財政措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。本件は委員会発議であります。この際、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

（議員の派遣について）

○議長（小峯聡議長）日程第30。議員の派遣についてを議題といたします。お諮り致します。本件は記載のとおり、令和3年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することに決しました。

---

(閉 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和3年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時02分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 梶野 範文

署名議員 畑地 啓